

# 18 さやいんげん

## A 栽培管理カレンダー

月	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月		
	旬	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
作型																											
除草剤 施用時期																											
主要病害虫発生時期																											

【凡例】 作型図 ○は種、△定植(移植)、■収穫、▲その他栽培管理法等  
 主要病害虫発生時期図: ——発生時期、○基幹防除時期、(○)臨機防除時期、▲発生状況調査等 (○内数字は成分数)  
 ◎同時防除(同一薬剤で複数の病害虫を対象) (◆)条件付き防除

注)各作型の月旬は道央地帯を主としているので、道南、道東北地帯は前後する。

## B 主なクリーン農業技術の概要

### (1) 土づくり

- 基盤整備
  - ・排水対策の実施
- 有機物の施用
  - ・たい肥(ハウス: 4 t/10a、トンネル・露地: 2 t/10a) 施用を基本とした土づくり
- その他
  - ・亜酸化窒素ガス放出削減対策として、高温期の白マルチ使用、完熟たい肥を窒素施肥 1 週間以上前に施用、冬期間の被覆ビニール除去

### (2) 施肥管理

- 土壤診断による施肥の適正化
  - ・土壤診断を行い、その結果を活用した「施肥対応」等による適正施肥
- 有機物の肥料評価による施肥の適正化
  - ・有機物由来窒素の評価による施肥窒素削減

### (3) 雑草の防除

- 適期に中耕除草

**(4) 病害虫の防除**

○発生モニタリングによる効率的防除

- ・灰色かび病、さび病やハダニ・アブラムシ類等対策として、きめ細かな圃場観察による防除要否判断

○化学的防除の効率化

- ・アザミウマ類、アブラムシ類に対して、同時防除できる薬剤の選定

**(5) 植物成長調整剤の使用**

使用しない。

**C 栽培に当たっての留意事項**

なし

**D 栽培に当たっての禁止事項**

なし

**E 肥料及び化学肥料の使用基準**

分類	慣行	使用基準			
	化学肥料施用量 (kg/10a)	総窒素施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥等施用量 (下限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥施用量 (上限値、t/10a)
露地	8.0	10.0	2.0	7.0	3.0
ハウス	8.0	6.0	4.0	2.0	—

注1 窒素肥沃度水準「低」の場合の基準である。

ただし、化学肥料施用量は窒素肥沃度水準「中」の基準を上限とする。

注2 たい肥1t当たりの窒素換算量は露地が1kg、ハウスが1.5kgとする。ここでのたい肥とは、「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を指す。

注3 ハウスにおいて、ふん尿割合の高いたい肥を利用する場合には1tあたりの窒素換算量を2kgとする。

注4 たい肥等施用量下限値は、たい肥に相当する有機物での対応も認めるものとする。

注5 たい肥施用量は輪作内での平均値も認める。ただし、露地の場合は1年間の施用量が5tを超えないものとする。

注6 たい肥施用量上限値は「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を施用した場合にのみ適用するものとする。

注7 ハウスにおいて、総窒素施用量上限値からたい肥等施用量下限値を差し引くと、化学肥料を施用する余地が無くなるが、窒素欠乏により初期生育が不良となる場合があることから、スターター窒素として2kg/10aを上限として施用しても構わないものとする。この場合、たい肥等施用量は、総窒素施用量から化学肥料施用量を差し引いた窒素分量に相当する値とする。

**F 化学合成農薬の使用基準**

(単位：成分使用回数)

作型	慣行						使用基準												
	殺菌剤		殺虫剤	殺虫・殺菌剤	除草剤	植調剤	計	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植調剤		計			
	(種子消毒)	基幹						基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機
半促成			4	(1)	3	0	0												
露地・抑制	4	(1)	3	1	1	0	9	3	(1)	1	1	2	0	0	0	0	4	3	7

注1 使用基準は剤別(殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤)及び基幹・臨機防除別に記載

基幹防除：平均的な病害虫の発生状態を考慮した場合、ほぼ毎年行う必要がある防除

臨機防除：突発的な病害虫の発生や、地域や品種により発生状態が異なる病害虫に対して行う防除

注2 種子消毒は殺菌剤の内数とする。

注3 生産集団の栽培基準における化学合成農薬の使用回数は、使用基準の合計回数を下回るものとする。

注4 使用基準における化学合成農薬の剤別の使用回数は、地域の栽培実態に合わせ変動して差し支えない。

**【参考：作型（地域別）】**

作型	道央地域						道南地域						道東・道北地域					
	は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期	
	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終
半促成	3/10	3/20	4/10	4/20	6/10	7/30	3/10	3/20	4/10	4/20	6/1	7/20	—	—	—	—	—	—
露地・抑制	4/10	7/20	5/10	8/10	7/5	10/10	4/1	7/31	5/1	8/10	6/25	10/25	6/5	7/10	—	—	8/10	9/25

注1 道央地域：石狩、後志、空知、胆振、日高管内とする。

道南地域：渡島、檜山管内とする。

道東・道北地域：上川、留萌、十勝、網走、釧路、根室管内とする。

注2 作型は地域別の平均的な昨期を示したものであり、地域の栽培実態により当該期間が前後する場合がある。

**G 注釈**

●土壌診断による施肥の適正化

露地栽培では生土培養窒素または熱水抽出性窒素の分析（3年以内）、ハウス栽培では硝酸態窒素の分析（定植前もしくは播種前）を行い、窒素肥沃度に応じた施肥を行う。

●アザミウマ類、アブラムシ類に対して、同時防除できる薬剤の選定

アザミウマ類、アブラムシ類両方に効果がある薬剤があるので、圃場観察を良く行い同時防除できる時期に1薬剤で同時防除を行い、薬剤使用回数を節減する。